

第 8 回 苫小牧市選挙管理委員会議案

日時 令和 3 年 8 月 4 日（水）午前 9 時

場所 苫小牧市選挙管理委員会委員室

1 会議録署名委員の指名について

2 議案

議案第 1 号 選挙人名簿の抹消について

議案第 2 号 在外選挙人名簿の登録について

議案第 3 号 第 4 9 回衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の総数
減少協議について

3 その他

2 議案

議案第1号

選挙人名簿の抹消について

- 1 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和3年7月31日以前に死亡したので、公職選挙法第28条第1号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市 [redacted]
[redacted] 外 143人

- 2 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和3年3月31日以前に転出し、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したので、公職選挙法第28条第2号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市 [redacted]
[redacted] 外 1,214人

- 3 選挙人名簿に登録されている次の者は、登録されるべきでなかったので、公職選挙法第28条第3号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

令和3年8月4日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

別冊「選挙人名簿登録抹消者名簿」のとおり

令和3年8月2日現在 選挙人名簿登録抹消者数調 (投票区別)

投票区	投票所名	第1号死亡者			第2号転出者			第3号誤載者			当月抹消者の計			市内転居			選挙人名簿登録者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	市立苫小牧東中学校	3	2	5	21	13	34				24	15	39	2	-3	-1	1,490	1,757	3,247
2	市立若草小学校	0	1	1	25	22	47				25	23	48	0	1	1	846	1,026	1,872
3	新中野総合福祉会館	2	3	5	31	16	47				33	19	52	0	-8	-8	2,133	1,931	4,064
4	文化交流センター	0	1	1	17	11	28				17	12	29	-4	-6	-10	1,498	1,552	3,050
5	市立苫小牧西小学校	1	1	2	9	13	22				10	14	24	-3	1	-2	1,650	2,010	3,660
6	市立大成小学校	5	0	5	5	3	8				10	3	13	-2	-5	-7	1,097	1,355	2,452
7	西町総合福祉会館	3	4	7	9	5	14				12	9	21	-5	-1	-6	1,185	1,762	2,947
8	市立北光小学校	1	0	1	10	5	15				11	5	16	0	-2	-2	1,667	1,965	3,632
9	市立啓北中学校	2	0	2	17	12	29				19	12	31	-3	1	-2	1,709	1,995	3,704
10	見山町総合福祉会館	1	1	2	9	10	19				10	11	21	-2	0	-2	993	1,238	2,231
11	第八区総合福祉センター	3	0	3	27	20	47				30	20	50	8	14	22	1,702	1,691	3,393
12	市立清水小学校	0	1	1	14	13	27				14	14	28	-6	-6	-12	950	970	1,920
13	市立和光中学校	0	2	2	41	30	71				41	32	73	0	-7	-7	1,790	1,738	3,528
14	市立緑小学校	2	3	5	37	27	64				39	30	69	-2	0	-2	2,500	2,744	5,244
15	住吉コミュニティセンター	0	2	2	27	28	55				27	30	57	-3	0	-3	1,180	1,492	2,672
16	市立美園小学校	0	2	2	36	25	61				36	27	63	5	4	9	1,954	1,812	3,766
17	新明町総合福祉会館	1	0	1	9	7	16				10	7	17	0	-3	-3	956	888	1,844
18	苫小牧地域職業訓練センター	5	3	8	27	19	46				32	22	54	1	4	5	2,477	2,340	4,817
19	市立明野中学校	1	0	1	18	14	32				19	14	33	-1	5	4	1,904	2,038	3,942
20	市立光洋中学校	3	3	6	5	4	9				8	7	15	-1	4	3	813	850	1,663
21	市立糸井小学校	3	2	5	23	12	35				26	14	40	-2	2	0	2,059	2,045	4,104
22	市立北星小学校	3	2	5	10	9	19				13	11	24	4	4	8	1,460	1,638	3,098
23	市立豊川小学校	0	2	2	6	3	9				6	5	11	0	3	3	1,048	1,242	2,290
24	市立啓北中学校山なみ分校	2	5	7	13	7	20				15	12	27	1	-2	-1	1,905	2,039	3,944
25	しらかば総合福祉会館	1	2	3	7	7	14				8	9	17	3	8	11	1,694	2,056	3,750
26	市立日新小学校	5	2	7	14	11	25				19	13	32	-2	-2	-4	2,313	2,600	4,913
27	宮の森総合福祉会館	3	3	6	13	12	25				16	15	31	4	1	5	2,442	2,772	5,214
28	川沿公園体育館	2	1	3	13	11	24				15	12	27	-1	-3	-4	1,744	1,963	3,707
29	市立澄川小学校	5	4	9	7	8	15				12	12	24	6	8	14	2,706	3,091	5,797
30	ときわ町総合福祉会館	3	1	4	6	10	16				9	11	20	2	0	2	1,593	1,777	3,370
31	市立錦岡小学校	3	0	3	13	7	20				16	7	23	1	-2	-1	1,741	1,836	3,577
32	のぞみコミュニティセンター	3	3	6	14	9	23				17	12	29	0	4	4	2,387	2,518	4,905
33	スプリングタウン総合福祉会館	3	5	8	9	9	18				12	14	26	1	-3	-2	1,445	1,718	3,163
34	樽前交流センター	2	1	3	0	1	1				2	2	4	0	-1	-1	225	259	484
35	沼ノ端コミュニティセンター	1	1	2	17	8	25				18	9	27	1	0	1	1,733	1,560	3,293
36	市立沼ノ端小学校	0	2	2	13	4	17				13	6	19	1	-3	-2	1,801	1,813	3,614
37	市立拓勇小学校	1	1	2	76	42	118				77	43	120	0	-3	-3	5,096	4,600	9,696
38	市立ウトナイ小学校	1	1	2	35	34	69				36	35	71	-3	-4	-7	3,615	3,528	7,143
39	勇払出張所	1	1	2	5	2	7				6	3	9	0	0	0	739	792	1,531
40	植苗ファミリーセンター	1	0	1	13	11	24				14	11	25	1	-1	0	582	621	1,203
合	計	76	68	144	701	514	1,215	0	0	0	777	582	1,359	1	-1	0	68,822	73,622	142,444

前回7月1日現在選挙人名簿登録者数
69,598 74,205 143,803

議案第 2 号

在外選挙人名簿の登録について

公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定により、苫小牧市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、下記のとおり登録する。

令和 3 年 8 月 4 日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

記

登録する者

最終住所	経由領事官 の名称	氏 名	生年月日	登録年月日
苫小牧市 [REDACTED]	在青島日本国 総領事	[REDACTED]	昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日	令和 3 年 8 月 4 日

< 参考 >

令和 3 年 7 月 14 日 現在の登録者総数 (A)			今回登録された 者の数 (B)			今回抹消された 者の数 (C)			令和 3 年 8 月 4 日 現在の登録者総数 ((A) + (B) - (C) = (D))		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
		人			人			人			人
16	16	32	0	1	1	0	0	0	16	17	33

議案第3号

第49回衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の総数減少協議について

第49回衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の総数減少協議（公職選挙法第144条の2第2項ただし書）について、下記のとおりとする。

令和3年8月4日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

記

- 1 ポスター掲示場設置箇所数 別紙のとおり
- 2 ポスター掲示場の総数減少協議書（案） 別紙のとおり

公営ポスター掲示場設置箇所数

投票区	投票所名	投票区 の面積 (k㎡)	選挙人名簿 登録者数 令和3年6月1日現在	ポスター 掲示場の数	法第144条 の2第9項た だし書による 数	政令設置基 準による数
第1	市立苫小牧東中学校	1.54	3,297	7	7	7
第2	市立若草小学校	0.73	1,912	5	5	7
第3	新中野総合福祉会館	6.98	4,144	7	7	8
第4	文化交流センター	1.37	3,113	7	7	7
第5	市立苫小牧西小学校	1.49	3,699	7	7	7
第6	市立大成小学校	0.58	2,475	5	5	7
第7	西町総合福祉会館	0.37	2,999	4	4	7
第8	市立北光小学校	10.89	3,659	8	8	9
第9	市立啓北中学校	0.79	3,743	5	5	7
第10	見山町総合福祉会館	0.56	2,263	5	5	7
第11	第八区総合福祉センター	1.40	3,436	5	5	7
第12	市立清水小学校	3.08	1,971	5	5	7
第13	市立和光中学校	0.70	3,633	5	5	7
第14	市立緑小学校	1.12	5,347	8	8	8
第15	住吉コミュニティセンター	4.51	2,740	7	7	8
第16	市立美園小学校	128.05	3,841	6	6	9
第17	新明町総合福祉会館	3.22	1,864	6	6	7
第18	苫小牧地域職業訓練センター	3.14	4,878	7	7	7
第19	市立明野中学校	0.95	3,989	4	4	7
第20	市立光洋中学校	0.76	1,683	5	5	7
第21	市立糸井小学校	1.75	4,172	7	7	7
第22	市立北星小学校	0.70	3,122	5	5	7
第23	市立豊川小学校	2.47	2,295	4	4	7
第24	市立啓北中学校山なみ分校	2.24	3,976	7	7	7
第25	しらかば総合福祉会館	1.00	3,760	6	6	7
第26	市立日新小学校	9.85	4,960	9	9	9
第27	宮の森総合福祉会館	10.67	5,258	8	8	9
第28	川沿公園体育館	0.77	3,745	5	5	7
第29	市立澄川小学校	1.15	5,815	8	8	8
第30	ときわ町総合福祉会館	0.80	3,408	5	5	7
第31	市立錦岡小学校	12.12	3,599	8	8	9
第32	のぞみコミュニティセンター	43.97	4,924	9	9	9
第33	スプリングタウン総合福祉会館	1.07	3,200	7	7	7
第34	樽前交流センター	82.82	489	4	4	8
第35	沼ノ端コミュニティセンター	2.79	3,316	7	7	7
第36	市立沼ノ端小学校	61.35	3,651	※ 8	9	9
第37	市立拓勇小学校	2.83	9,858	※ 9	8	8
第38	市立ウトナイ小学校	3.45	7,245	7	7	8
第39	勇払出張所	43.48	1,545	8	8	9
第40	植苗ファミリーセンター	104.10	1,230	4	4	9
合	計	561.61	144,254	253	253	305

※印は、公職選挙法施行令第111条第3項の規定による調整後の数

(参考) 公職選挙法施行令第111条第1項の規定によるポスター掲示場の数

選挙人名簿登録者数	投票区ごとの面積	ポスター掲示場の数
1千人未満	2平方キロメートル未満	5箇所
	2平方キロメートル以上4平方キロメートル未満	6箇所
	4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満	7箇所
	8平方キロメートル以上	8箇所
1千人以上5千人未満	4平方キロメートル未満	7箇所
	4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満	8箇所
	8平方キロメートル以上	9箇所
5千人以上1万人未満	4平方キロメートル未満	8箇所
	4平方キロメートル以上	9箇所
1万人以上	4平方キロメートル未満	9箇所
	4平方キロメートル以上	10箇所

苦 選 第 号
令和3年8月4日

北海道選挙管理委員会委員長 様

苫小牧市選挙管理委員会
委員長 小 松 靖 孝

ポスター掲示場の総数減少協議書

第49回衆議院議員総選挙において、次のとおりポスター掲示場の総数を減少したいので、公職選挙法第144条の2第2項ただし書（北海道議会議員選挙の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条）の規定により協議します。

記

(総括表)

政令基準掲示場 設 置 総 数	減少する 掲示場数(イ)	減少後の掲示場 設 置 総 数	減少する理由
305	52	253	①投票区域が狭小であり、 また居住区域が密集し、掲 示場所が近接していると ころから減じても効果が 損なわれない。 (関係投票区 22) 第2投票区、第3投票区、 第6投票区、第7投票区、 第8投票区、第9投票区、 第10投票区、第11投票区、 第12投票区、第13投票区、 第15投票区、第17投票区、 第19投票区、第20投票区、 第22投票区、第23投票区、 第25投票区、第27投票区、

			<p>第 28 投票区、第 30 投票区、 第 36 投票区、第 38 投票区</p> <p>②投票区の面積は広大だが山間部を含み、また、居住区域も限定されており、掲示場付近には居住者がいないため、設置の効用が十分発揮できない。</p> <p>(関係投票区 3)</p> <p>第 31 投票区、第 34 投票区、 第 39 投票区</p> <p>③投票区の面積は広大だが、山間部を含み、また、居住区域も限定されており、近接地には掲示場もあるため減じても効果が損なわれない。</p> <p>(関係投票区 2)</p> <p>第 16 投票区、第 40 投票区</p>
--	--	--	---

(関係投票区別内訳)

関係投票区	選挙人名簿 登録者数	面 積 (k m ²)	政令の規定 による数	設置数	増減内訳	
					増 (口)	減 (ハ)
第 2 投票区	1,912	0.73	7	5		2
第 3 投票区	4,144	6.98	8	7		1
第 6 投票区	2,475	0.58	7	5		2
第 7 投票区	2,999	0.37	7	4		3
第 8 投票区	3,659	10.89	9	8		1
第 9 投票区	3,743	0.79	7	5		2
第 10 投票区	2,263	0.56	7	5		2
第 11 投票区	3,436	1.40	7	5		2
第 12 投票区	1,971	3.08	7	5		2
第 13 投票区	3,633	0.70	7	5		2
第 15 投票区	2,740	4.51	8	7		1
第 16 投票区	3,841	128.05	9	6		3
第 17 投票区	1,864	3.22	7	6		1
第 19 投票区	3,989	0.95	7	4		3
第 20 投票区	1,683	0.76	7	5		2
第 22 投票区	3,122	0.70	7	5		2
第 23 投票区	2,295	2.47	7	4		3
第 25 投票区	3,760	1.00	7	6		1
第 27 投票区	5,258	10.67	9	8		1
第 28 投票区	3,745	0.77	7	5		2
第 30 投票区	3,408	0.80	7	5		2
第 31 投票区	3,599	12.12	9	8		1
第 34 投票区	489	82.82	8	4		4
第 36 投票区	3,651	61.35	9	8		1
第 37 投票区	9,858	2.83	8	9	1	
第 38 投票区	7,245	3.45	8	7		1
第 39 投票区	1,545	43.48	9	8		1
第 40 投票区	1,230	104.10	9	4		5
計			215	163	1	53

備考

- 1 総括表の（イ）欄の数に関係のあるすべての投票区について記載すること。

$$((イ) = (ハ) - (ロ))$$

- 2 設置数を減じようとする投票区については、町名又は字名並びに道路、居住状況及び設置予定箇所等を表示した図面（略図でも差し支えない。）を添付すること。